

市町名		中山間地域等提供加算						
		中山間地域等の 小規模事業所加算				特別地域加算		
	(旧市町村名) 地域	半	特	過	辺	離	山	人
佐賀市		－	－	－	－	－	－	－
	(旧佐賀市)							
	(旧諸富町)							
	(旧大和町)		○				▲	
	(旧富士町)		○	○	◎		☆	
	(旧三瀬村)		○	○	◎		○	
	(旧川副町)				◎			
	(旧東与賀町)							
	(旧久保田町)							
唐津市		－	－	－	－	－	－	－
	(旧唐津市（神集島、高島を除く）)	○			◎			
	(旧唐津市) 神集島				◎	○		
	(旧唐津市) 高島				◎	○		
	(旧浜玉町)		○		◎			
	(旧厳木町)		○	○	◎			
	(旧相知町)			○	◎			
	(旧北波多村)							
	(旧肥前町（向島を除く）)	○	○	○				
	(旧肥前町) 向島				◎	○		
	(旧鎮西町（加唐島、馬渡島、松島を除く）)	○	○	○				
	(旧鎮西町) 加唐島				◎	○		
	(旧鎮西町) 馬渡島				◎	○		
	(旧鎮西町) 松島					○		
	(旧呼子町（小川島を除く）)	○		○				
	(旧呼子町) 小川島				◎	○		
	(旧七山村)		○	○			○	
鳥栖市								
多久市				○	◎			
伊万里市		○	○		◎			
武雄市		－	－	－	－	－	－	－
	(旧武雄市)				◎			
	(旧山内町（旧中通村を除く）)				◎			
	(旧山内町中通村)		○					
	(旧北方町)			○				
鹿島市			○		◎			▼
小城市		－	－	－	－	－	－	－
	(旧小城町)							
	(旧三日月町)							
	(旧牛津町（旧砥川村を除く）)							
	(旧牛津町砥川村)		○					
	(旧芦刈町)			○				
嬉野市		－	－	－	－	－	－	－
	(旧塩田町)		○					
	(旧嬉野町（旧吉田村を除く）)							
	(旧嬉野町吉田村)		△					

半：半島振興法
特：特定農山村法
過：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
辺：辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等
離：離島振興法
山：山村振興法
人：人口密度が希薄・交通が不便等の理由で、サービス確保が著しく困難な地域として厚生労働大臣が定めた地域 ※

※ 人口が小規模な地域で、①人口密度が振興山村指定基準の116人／km²未満であること、または②人口密度が振興山村指定基準に準ずる程度で地理的条件等により交通が不便であること等を要件とします

☆ 旧北山村、旧小関村、旧南山村の一部に限る

▲ 旧松梅村、旧南山村の一部に限る

△ 昭和31年4月1日に旧塩田町五町田村に編入された地区に限る

◎ 下記の辺地に限る

旧富士町（上浦・相尾、下関屋・日池）
旧三瀬村（山中、井手野） 旧川副町（西干拓）
旧唐津市（大良、後川内、梨川内、神集島、高島）
旧浜玉町（鳥巢） 旧厳木町（天川） 旧相知町（蕨野・池）
旧肥前町（向島） 旧鎮西町（加唐島、馬渡島）
旧呼子町（小川島）
多久市（横山、平古場、平野、白仁田、倉持）
伊万里市（木場、牟田、深山、花房、東田代、滝川内、東分、藤川内、川内野）
旧武雄市（中山、川内、福和） 旧山内町（矢筈）
鹿島市（竹ノ木庭、中木庭、七曲、広平・中川内）

▼ 鹿島市の下記の地域に限る

大字山浦（字多々良、字龍ノ平、字七美谷、字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字多布木、字一本松、字七曲、字鉾扮、字榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在、及び字横道の地域に限る。）
、大字音成（字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。）
及び大字飯田（字名切、字七曲及び字小場田の地域に限る。）

市町名		中山間地域等提供加算						
		中山間地域等の 小規模事業所加算				特別地域加算		
	(旧市町村名) 地域	半	特	過	辺	離	山	人
神 埼 市		－	－	－	－	－	－	－
	(旧神埼町)							
	(旧千代田町)							
	(旧脊振村)		○	○			○	
吉 野 ケ 里 町		－	－	－	－	－	－	－
	(旧三田川町)							
	(旧東脊振村)							
基 山 町								
上 峰 町								
み や き 町		－	－	－	－	－	－	－
	(旧中原町)							
	(旧北茂安町)							
	(旧三根町)							
玄 海 町		○	○		◎			
有 田 町		－	－	－	－	－	－	－
	(旧有田町)			○				
	(旧西有田町 (旧大山村を除く))							
	(旧西有田町大山村)		○					
大 町 町				○				
江 北 町				○				
白 石 町		－	－	－	－	－	－	－
	(旧白石町 (旧須古村を除く))			○				
	(旧白石町須古村)		○	○				
	(旧福富町)			○				
	(旧有明町)			○				
太 良 町			○	○	◎			▽

半：半島振興法

特：特定農山村法

過：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

辺：辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法等

離：離島振興法

山：山村振興法

人：人口密度が希薄・交通が不便等の理由で、サービス確保が著しく困難な地域として厚生労働大臣が定めた地域 ※

※ 人口が小規模な地域で、①人口密度が振興山村指定基準の116人／km²未満であること、または②人口密度が振興山村指定基準に準ずる程度で地理的条件等により交通が不便であること等を要件とします

◎ 下記の辺地に限る

玄海町（田代・大鳥、湯野尾、藤平）
太良町（中山、喰場、蕪田・柳谷、中尾・大野、御手水・風配）

▽ 太良町の下記の地域に限る。

大字多良（字矢答、字安永、字次葉深、字流矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。）、大字糸岐（字中尾、字榎ノ内、字風配、字当木、字金目及び字大野の地域に限る。）及び大字大浦（字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。）
